

## 清流の国ぎふ 健康経営宣言企業ロゴマーク使用規約

### (目的)

第1条 「清流の国ぎふ 健康経営宣言企業ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）は、「清流の国ぎふ健康経営宣言企業に登録された企業（以下「宣言企業」という。）が、別紙に掲げるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際し、遵守すべき事項を定める。

### (権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する知的財産権は、県に帰属し、ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、本規約に従う限りで、その使用を認めるものとする。

### (使用者とその用途)

第3条 宣言企業は、ロゴマークを無償で使用して広報活動を展開することができる。

- 2 ロゴマークの使用に関する権利を、県の同意なく、第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することは認めない。
- 3 宣言企業等以外の企業、団体等又は報道機関は、清流の国ぎふ健康経営推進事業に関する取組の紹介、広報等、健康づくりの普及に必要な範囲で、ロゴマークを無償で使用できるものとする。

### (届出)

第4条 使用希望者は、あらかじめ、清流の国ぎふ健康経営宣言企業に係るロゴマーク使用届出書（様式第1号）を県に提出しなければならない。

### (使用条件)

第5条 県は、前条の届出書の提出を受け、ロゴマークの使用がいずれかに該当すると判断した場合を除き使用を認めるものとする。

- (1) 県の健康増進施策の趣旨に反するもの
- (2) 提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかのよう  
に用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 県が特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれ  
があるもの
- (4) 法令や公序良俗に反するもの
- (5) その他県が不相当と認めた場合

(使用の差し止め)

第6条 県は、次のいずれかに該当すると認められる場合、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) 本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、県からの是正指示に応じない場合
- (2) 第4条に基づき提出された届出書に虚偽の記載があった場合
- (3) 使用者が法令に違反した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県が不相当と認めた場合

(報告)

第7条 県は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができる。

(その他)

第8条 県は、必要と認める場合、本規約を事前の通知なく改定することができる。

附 則

この要領は令和 6年 7月 8日から施行する。